

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第229号)

平成15年1月23日

横情審答申第229号

平成15年1月23日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に基づき
るご質問について（答申）

平成13年10月29日鶴保護第205号による次のご質問について、別紙のとおり答申します。

「医療要否意見書（2件）」の個人情報非開示決定に対する異議申立てに
ついてのご質問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「医療要否意見書（平成10年4月6日記入、平成10年4月8日收受）」及び「医療要否意見書（平成9年11月26日記入、平成9年11月27日收受）」を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成13年8月16日付で行った、「医療要否意見書（平成10年4月6日記入、平成10年4月8日收受）」及び「医療要否意見書（平成9年11月26日記入、平成9年11月27日收受）」（以下「本件申立文書」という。）の個人情報非開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。以下「条例」という。）第17条第2号、第3号及び第4号に該当するため全部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第17条第2号の該当性について

本件申立文書には、要保護者に対する主治医の評価、診断等に関する情報が記載されている。そのため、当該情報を開示することにより、関係機関で見解が相違した場合、要保護者の心理的反発や抵抗を生ずることも想定され、その結果指定医及び医療機関の客観的かつ適正な評価、診断が困難になったり、生活保護の適正な執行が阻害されたり、要保護者と指定医、要保護者と福祉事務所（平成14年1月1日より福祉保健センター。以下同じ。）等の関係者間の信頼関係を損なうおそれがあるため、本号に該当する。

(2) 条例第17条第3号の該当性について

本件申立文書については、要保護者に対して開示されないことを前提として、主治医の要保護者に対する評価、診断等に関する情報が記載されている。そのため、当該情報を開示することにより、要保護者と見解の相違による争いが生ずるおそれがあることになれば、指定医や医療機関等と福祉事務所との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、今後、関係機関の協力が得られなくなり、生活保護事務の適正な執行を阻害されるおそれがあるため、本号に該当する。

(3) 条例第17条第4号の該当性について

本件申立文書には、主治医の氏名、医療機関名、住所、嘱託医の氏名等第三者に関する情報が記載されており、当該情報は、開示することにより、主治医、嘱託医など当該第三者のプライバシーや社会生活上の利益を侵害するおそれがあるため、本号に該当する。

4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

(1) 異議申立てに係る処分は違法不当であり、対象文書の開示を求める。

(2) 条例第17条第2号の該当性について

ア 対象文書を開示しても診断の妨げにはならないし、生活保護事務の執行の阻害になるとは考えられない。

イ 記載されていることは適正なものであると考えられるので、信頼関係を損なうことはない。どのような症状であるかは患者に伝えるべきであって、かえって隠すことにより支障が出ると考える。

ウ 対象文書を記載した医師は患者から離れており、信頼関係に支障が出るとは思えない。開示しないことが不信感を招く。

(3) 条例第17条第3号の該当性について

ア 医師のプライバシーは記載されていないため、医師と福祉事務所の信頼関係に支障が出るとは考えられない。

イ 医師と患者の間で、診断に関して意見の相違が出たとき、医師は患者に対して説明する義務がある。

当該医療機関はカルテの開示も拒否し、対象文書を記載した医師の所在も明らかにしないで、説明を避けている。関係機関の協力が得られなくなるから開示をしないのは、患者を無視したものである。

ウ 生活保護事務は、病状の正確さをつかむためのもので、適正な執行が阻害されることはない。

(4) 条例第17条第4号の該当性について

主治医の氏名、医療機関名、住所、嘱託医の氏名は、すでに知っているのもので、第三者のプライバシーにならないことは明らかである。個人的な住所も記載されていないので社会生活上の利益を阻害することは考えられない。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、福祉事務所が生活保護の医療扶助を決定するにあたり、決定の根拠として、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の指定医より対象者の病状等について意見を求めたものであり、指定医が診察の結果に基づき作成し、福祉事務所が提出を受けたものであることが認められる。

本件申立文書には、要保護者の氏名、住所、年齢、傷病名、初診年月日、主要症状及び今後の診療見込み、診療見込期間、概算医療費、医療要否意見、指定医療機関の所在地、名称及び担当医師名、嘱託医意見欄等が記録されている。

(2) 条例第17条第4号の該当性について

ア 条例第17条第4号では、「第三者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとき」は、当該個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書について、本号に該当するとして非開示としているので、本件申立文書に記録された第三者に関する情報について、本号該当性を個別に検討することとする。

ウ 本件申立文書に記録されている傷病名、初診年月日、主要症状及び今後の診療見込み、診療見込期間、概算医療費、医療要否意見（以下「本件医療情報」という。）は、申立人本人の傷病等に関する情報であり、申立人本人に対しては原則として開示されるべきものである。しかし、同時に当該情報は、第三者である医療機関から提供された情報であり、本来は、当該医療機関による十分な説明及び患者である申立人の理解・納得という観点から、両者の信頼関係のもとに提供されるべき性質の情報であると考えられるため、その内容を申立人本人に開示すべきか否かについては、本件医療情報の提供者であり、その内容に責任を有する医療機関の意見を踏まえた上で、より慎重に判断すべきものとする。

そこで、当審査会は、本件医療情報を開示することについて、当該情報の提供者である各医療機関に照会を行った結果の分かる資料の提出を実施機関に求めることとした。

それによると、照会を行った全ての医療機関について、医療要否意見書における傷病名又は部位欄、主要症状及び今後の診療見込み欄、診療見込期間欄及び医療要否意見欄に記録されている本件医療情報を開示することにより、診療上の支障が生

じるとの意見は得られなかったことが認められた。

実施機関は、本件医療情報を開示することにより、主治医のプライバシーや生活上の利益を侵害するおそれがあると主張しているが、本件医療情報の提供者である医療機関が、その開示について診療上の支障がないと判断している情報について、これを開示することにより、主治医及び当該医療機関の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとはいえないものと解される。

したがって、本件申立文書に記録されている本件医療情報は、本号に該当しない。
エ 次に、本件申立文書に記録されている第三者に関する情報のうち、医療機関の名称、所在地、担当医師の氏名等は、申立人本人が受診した医療機関等に関する情報であるため、これを申立人に開示しても、当該医療機関等の正当な権利利益を害するおそれがあるとは認められず、本号に該当しない。

オ また、本件申立文書に記録されている嘱託医及び横浜市職員の印影並びに嘱託医意見についても、これを開示することにより、当該職員等の正当な権利利益を害するおそれがある情報とは認められず、本号に該当しない。

(3) 条例第17条第2号の該当性について

ア 条例第17条第2号では、「個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとき」は、当該個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書について、本号に該当するとして非開示としている。

ウ 本号は、特定の個人を対象とする事務の適正な執行を確保するため、当該事務の処理に伴って記録された情報のうち、通常本人が知り得ない評価・判定に関する情報を開示しないことができる旨を定めたものである。

したがって、当該個人に関する評価・判定を伴わない客観的な事実に関する情報は、本号を適用する前提条件を欠くものであり、本号によって非開示とすることができないものと考えられる。

そこで、本件申立文書に記録された各種の情報について、本号該当性を個別に検討することとする。

エ 実施機関は、本件申立文書に記録された情報のうち、本件医療情報を開示すると関係機関で見解が相違した場合、要保護者の心理的反発や抵抗が生ずることが予想され、その結果、指定医及び医療機関の客観的かつ適正な評価、診断が困難になるおそれがあること及び関係者間の信頼関係を損なうおそれがあることを理由に、生

活保護事務の適正な執行の観点から本件医療情報を非開示とすべきであると主張しているが、前記(2)ウで述べたように、本件医療情報の提供者である医療機関が、その開示について診療上の支障がないと判断している情報について、これを開示することにより、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、本件申立文書に記録されている本件医療情報は、本号に該当しない。

オ また、本件申立文書における本件医療情報を除いた部分のうち、嘱託医意見欄に記録されている情報については、これを開示することにより、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある情報とは認められないことから、本号に該当せず、その余の部分については、いずれも客観的な事実に関する情報であり、申立人に係る評価・判定に関する情報とは認められないことから、本号に該当しない。

(4) 条例第17条第3号の該当性について

ア 条例第17条第3号では、「市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務に関する個人情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務の性質上、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとき。（本号アからエまで省略）」は、当該個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書について、本号に該当するとして非開示としている。

ウ 本号は、市の機関等が行う事務の適正な執行を確保するため、当該事務の執行に支障を及ぼすおそれのある情報について、開示しないことができる旨を定めたものである。

本件申立文書は、申立人の生活保護に関して作成された文書であるから、本号アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかであるが、一般的に、生活保護事務の適正かつ円滑な執行を確保するためには、要保護者と実施機関との信頼関係が不可欠であると考えられるため、当該事務の処理に伴って作成された本件申立文書に記録されている各種の情報について、関係者間の信頼関係を基礎とする事務の適正な執行という観点から、本号該当性を個別に検討することとする。

エ 実施機関は、本件申立文書に記録されている本件医療情報を開示することにより、主治医の要保護者に対する評価、診断等と要保護者との見解の相違による争いが生じた場合、指定医や医療機関等と福祉事務所との信頼関係が損なわれ、今後、関係機関等の協力が得られなくなり、生活保護事務の適正な執行の観点から

本件医療情報を非開示とすべきであると主張しているが、前記(2)ウで述べたように、本件医療情報の提供者である医療機関が、その開示について診療上の支障がないと判断している情報について、これを開示することにより、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、本件申立文書に記録されている本件医療情報は、本号に該当しない。

オ また、本件申立文書における本件医療情報を除いた部分のうち、嘱託医意見欄に記録されている情報及び客観的な事実に関する情報については、これを開示することにより、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある情報とは認められないことから、本号に該当しない。

(5) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第17条第2号、第3号及び第4号に該当するとして非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきである。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年10月29日	・ 諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成13年11月22日 (第258回審査会)	・ 諮問の報告
平成14年8月23日 (第276回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成14年11月1日 (第1回第一部会)	・ 審議
平成14年11月11日	・ 実施機関へ資料提出を依頼
平成14年12月2日	・ 実施機関から資料提出
平成14年12月13日 (第3回第一部会)	・ 審議
平成14年12月26日 (第4回第一部会)	・ 審議